

平成30年度 兵庫支部事業計画に基づく取り組み結果について

目 次

- 1. 基盤的保險者機能關係 P 3 ~ 5
- 2. 戰略的保險者機能關係 P 6 ~ 1 2
- 3. 組織体制關係 P 1 3 ~ 1 4

1. 基盤的保険者機能関係

平成30年度 事業計画

○現金給付の適正化の推進

- 不正の疑いのある事案については、支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- 傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院からの指摘を踏まえ、確実に実施する。

○効果的なレセプト点検の推進

- 医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- 内容点検については、原審査・再審査合算査定額630円（加入者一人当たり）を目標とし、行動計画に基づきシステムを活用した効果的な点検を実施し、研修や勉強会で点検員のレベルアップを図る。

■KPI：

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について**対前年度（0.489%）以上**とする。

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

■KPI：

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について**対前年度（1.2%）以下**とする。

平成30年度 取組結果

○現金給付の適正化の推進

- 保険給付適正化プロジェクトチーム会議を2回開催し、1件認可申請を行ったが、立入検査前に解決した。
- 傷病手当金と障害年金の併給調整については、確実に実施した。

○効果的なレセプト点検の推進

- 資格点検は、適正な資格確認を実施し、医療機関に返戻や被保険者へ返納金請求を行い、30年度は加入者一人当たり効果額1,627円。
- 外傷点検は、業務災害は労災へ切替勧奨し、交通事故等は加害者、損保会社へ求償を実施。30年度は加入者一人当たり効果額506円。
- 内容点検は、別途、行動計画を策定し重点方針として、点検員への勉強会を毎月16時間以上実施することや、支払基金との協議強化のため、質問を提出し、毎月打ち合わせを実施し、個々のスキルアップを図った。

■KPI：

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率：**0.472%**

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- 加入者に対する文書照会を16,883件（約1,400件/月）実施した。

■KPI：

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合：**1.06%**

1. 基盤的保険者機能関係

平成30年度 事業計画

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 保険証回収は、資格喪失後1か月以内回収率90.0%を目標とし、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- ・ 債権回収は、「回収率前年度以上」、「医療給付費総額に占める返納金の割合前年度以下」を目標とし、文書・電話による催告、保険者間調整、法的手続きを積極的に実施する。
- ・ 事業主や加入者に対し資格喪失後の保険証の速やかな返却についての広報を実施する。

■ KPI :

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の**保険証回収率を90.0%以上**とする。
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度（63.40%）以上**とする。
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を**対前年度（0.062%）以下**とする。

○サービス水準の向上

- ・ 傷病手当金等の現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。
 - ・ お客様のご意見や苦情等については詳細に把握・分析し、サービスの改善に取り組む。
 - ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- ・ 広報等の充実を図り郵送化率の向上に努める。

■ KPI :

- ① サービススタンダードの**達成状況を100%**とする。
- ② 現金給付等の申請に係る**郵送化率を87.0%以上**とする。

平成30年度 取組結果

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 保険証回収の取組として、保険証未回収者に対して、資格喪失処理後2週間以内に返納催告を毎日実施した。また、全事業所に送付される納入告知書に、証回収の広報チラシを同封し、周知を図った。（3月）
- ・ 債権回収の取組として、早期催告、弁護士催告を経て、最終的に法的手続きを実施し、回収額は返納金債権267,490千円、損害賠償金債権325,323千円、合計592,813千円。
- ・ 保険者間調整を積極的に活用し、145件 18,160,328円実施した。

■ KPI :

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率：**91.53%**
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率：**51.60%**
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合：**0.065%**

○サービス水準の向上

- ・ 傷病手当金等のサービススタンダードは、100%達成した。
- ・ お客様から寄せられたご意見等については、社内LAN（掲示板）等を活用し、随時支部内で情報共有を行った。
- ・ 平成29年度のお客様満足度調査の結果を踏まえ、特に改善が必要な事項について周知徹底を図った。また、電話対応を行う職員を対象に電話対応に係るセルフチェックを実施し、各人の応対能力・接遇に関して意識醸成を図った。
- ・ 日々の電話対応や各種広報を通じて郵送による手続きの案内を行ったほか、窓口来訪者の多い事業所等に対して個別に郵送による手続きの案内を送付するなど、郵送化率向上に努めた。

■ KPI :

- ① サービススタンダード達成状況：**100%**
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率：**88.3%**

1. 基盤的保険者機能関係

平成30年度 事業計画	平成30年度 取組結果
<p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。 <p>■ KPI 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を<u>86.0%以上</u>とする。</p> <p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 <p>■ KPI 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の<u>提出率を87.0%以上</u>とする。</p> <p>○オンライン資格確認の導入に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 <p>■ KPI 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における<u>利用率を36.5%以上</u>とする。</p>	<p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者・事業主に対し、納入告知書同封チラシや申請書送付状の裏面等を活用し制度の周知を随時行った。また、健康保険委員研修会等の各種研修会の場で制度の案内を行った。 県内の医療機関（116機関）に対し、限度額適用認定証の申請書と制度案内が一体となったリーフレットと返信用封筒を配布し、加入者への周知を依頼した。 <p>■ KPI 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合：<u>85.3%</u></p> <p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の確認は、未提出事業所への勧奨等を行った。 <p>■ KPI 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書提出率：<u>87.0%</u></p> <p>○オンライン資格確認の導入に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部から提供される利用状況リストを基に、未利用及び利用頻度の低い医療機関に対し、定期的な電話勧奨を行った。また、平成31年1月にオンライン資格確認システム利用状況アンケートを独自実施し、今後使用しない医療機関についてはUSBの返却勧奨を行った。 <p>■ KPI 30年度結果（年間平均利用率）：<u>47.1%</u></p>

2. 戦略的保険者機能関係

平成30年度 事業計画

○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

- 事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。
 - 上位目標
平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（全国平均の健康寿命を目標とする）
- 事業化を意識したデータを活用した分析を実施し、その研究成果を産業衛生学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、具体的な事業の検討を図る。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：550,045人）

- 生活習慣病予防健診
実施率 53.0%（実施見込者数：291,524人）
- 事業者健診データ
取得率 5.8%（取得見込者数：31,846人）

○被扶養者（受診対象者数：178,812人）

- 特定健康診査実施率 25.0%（実施見込者数：44,703人）

平成30年度 取組結果

○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

- 平成29年度医療費・健診データをもとに、「事業所健康診断カルテ」を作成し、事業所訪問の際に各事業所へ提供した。30年度訪問事業所数：271事業所

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- 保健グループ（健診・保健指導・重症化予防主管）及び企画グループ（コラボヘルス主管）合同によるデータヘルス会議を毎月開催し、進捗管理シートにより事業実施状況を共有し課題解決を図りながら進めている。
- 「事業所におけるメンタルヘルス対策が従業員のメンタルヘルスに与える影響についての検討」を30年5月の第91回日本産業衛生学会で発表した。
- 「がん検診のがん医療費に与える影響に関する一考察」として、30年5月の第5回協会けんぽ調査研究フォーラムで発表した。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：566,729人）

- 生活習慣病予防健診
実施率 52.7%（実施者数：298,559人）（※）
- 事業者健診データ
取得率 2.5%（取得者数：14,377人）（※）

○被扶養者（受診対象者数：175,918人）

- 特定健康診査実施率 23.7%（実施者数：41,770人）（※）
（※ 令和元年6月18日現在速報値）

2. 戦略的保険者機能関係

平成30年度 事業計画

○健診の受診勧奨対策

- 生活習慣病予防健診及び特定健診の広報
- 生活習慣病予防健診及び特定健診申込方法等のチラシ作成
- 特定健診実施機関リストの作成
- 生活習慣病予防健診の被保険者個人への受診勧奨
- 生活習慣病予防健診の出張健診の実施
- 生活習慣病予防健診実施機関への受診勧奨業務委託
- 生活習慣病予防健診のインセンティブを活用した健診機関からの受診勧奨
- 事業者健診データ取得のインセンティブを活用した健診機関からの勧奨
- 事業者健診データ取得勧奨業務の委託
- 事業者健診データ取得にかかる大規模事業所への訪問勧奨
- 特定健診とがん検診の同時実施の推進
- 特定健診の無料集団実施の推進

■ KPI :

- ① 生活習慣病予防健診**実施率を53.0%以上**とする。
- ② 事業者健診データ**取得率を5.8%以上**とする。
- ③ 被扶養者の特定健診**受診率を25.0%以上**とする。

平成30年度 取組結果

○健診の受診勧奨対策

- 兵庫県発行「県民だよりひょうご3月号」に広報記事を掲載
- チラシを作成のうえ、健診案内等に同封し69,609事業所に案内
- 個別機関リスト以外に無料集団健診の日程を案内したチラシを6地域に分けて作成し、受診券に同封案内(199,582人)
- 10月15日に未受診者9万人の自宅に案内し、3,287人申込み
- 健診機関が少ない地域(三田市・たつの市)において実施
- 1月21日に13,000人に案内を送付し、424人が受診
- 28機関と覚書締結し、未受診事業所リストを提供し勧奨
- 39機関と受診勧奨に係る契約を締結し、内34機関において11月～2月の受診者数が前年度実績から合計3,383人増加
- 委託機関による取得勧奨に特化するものとし、健診機関からの勧奨業務に対するインセンティブは実施せず
- 委託機関からの勧奨により、新規同意書1,017件・紙データ4,018件取得、データ作成に係る契約を24機関と新規締結
- 対象事業所リストを作成し、自治体、医療機関を中心に訪問
- 神戸市(304日程)、尼崎市(31日程)、加古川市(108日程)、姫路市(10日程)において、市のがん検診と協会けんぽの特定健診を同日同会場において実施
- ショッピングモールにおける無料集団健診(12～1月、4日程)について、28,851人に案内を送付し、671人が受診
- 無料オプション検査及び栄養・運動講座を付加した下期無料集団健診を5機関と契約し実施。123,945人に対して受診案内を送付

■ KPI :

- ① 生活習慣病予防健診実施率：**52.7%**(※)
 - ② 事業者健診データ取得率：**2.5%**(※)
 - ③ 被扶養者の特定健診受診率：**23.7%**(※)
- (※ 令和元年6月18日現在速報値)

2. 戦略的保険者機能関係

平成30年度 事業計画	平成30年度 取組結果
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応</p> <p>○被保険者（受診対象者数： 67,908人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率 15.0%（実施見込者数：10,187人） （内訳）協会保健師実施分10.0%（実施見込者数：6,791人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：3,396人） <p>○被扶養者（受診対象者数：3,129人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率3.6%（実施見込者数：113人） <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診当日に特定保健指導の初回面談が可能となるため、生活習慣病予防健診実施機関への委託を推進する。 特定保健指導専門機関への委託 会場来所型の特定保健指導の実施 大規模事業所への訪問勧奨 市町と連携した被扶養者の特定保健指導の実施 特定保健指導終了率向上のための支援ツールの作成 特定保健指導の広報 特定保健指導のご案内チラシの作成 特定保健指導の共同利用に関するチラシの作成 特定保健指導対象者への夫婦向け健康啓発パンフレットの作成 <p>■ KPI 特定保健指導の実施率を14.5%以上とする。（被保険者、被扶養者合算）</p>	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応</p> <p>○被保険者（対象者数：66,202人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率 12.9%（実施者数：8,518人）（※） （内訳）協会保健師実施分10.3%（実施者数：6,828人）（※） アウトソーシング実施分 2.6%（実施者数：1,690人）（※） <p>○被扶養者（受診対象者数：2,928人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 3.9%（実施者数：114人）（※） （※ 令和元年6月18日現在速報値） <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約機関 17機関（H29年度）→34機関（H30年度） 特定保健指導専門機関に業務委託 積極的支援の継続支援委託 2,733件 →実績評価2,233件（H29初回面接実施分を含む） 3地区6日程 44人特定保健指導実施（案内対象者362人） 新規訪問勧奨 14事業所 →訪問決定 11事業所 尼崎市に業務委託し、健診結果説明会場において協会けんぽ被扶養者13人に対して市の保健師による特定保健指導実施 初回回接受入れ及び継続支援の継続率向上を図るため、特定保健指導事例集の作成を計画（翌年度に作成） 協会けんぽ兵庫つうしん5・10・12月号、メルマガ第81号に広報記事を掲載 事業所向け生活習慣病のご案内にチラシを同封して周知 生活習慣病予防健診の結果にチラシを同封して周知 パンフレットを作成し、特定保健指導対象者の配偶者に対して配布することにより活用 <p>■ KPI 特定保健指導の実施率：12.5%（被保険者、被扶養者合算）</p>

2. 戦略的保険者機能関係

平成30年度 事業計画	平成30年度 取組結果
<p>iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000 人</p> <p>■ KPI 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする。</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病受診者に対する重症化予防プログラムの実施 医療機関を含む関係団体等と連携した新たなアプローチ方法を取り入れた重症化予防事業を模索する。 <p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。（再掲） わが社の健康宣言事業を実施し、事業主の主体的な健康づくりの取り組みを促し、兵庫支部並びに関係諸機関が連携し、そのサポートを実施する。 職員による事業所訪問や中小企業団体等の経済団体を通じて事業主に働きかけることで、わが社の健康宣言事業の更なる拡大を図る。 わが社の健康宣言事業の取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化すると共に、兵庫県と連携し優良な取り組みを実施している事業所を表彰する制度を構築する。また、県内健康経営の底上げのために、宣言事業所の健康経営優良法人取得を促すと共に好事例については広報や実務者懇談会等を通じて、加入者が共有できるような環境構築を図る。 	<p>iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施人数 5,129 人</p> <p>■ KPI 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合：9.6%</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病治療者に対し重症化予防指導プログラムへの参加を勧奨・実施（29名参加） 治療中断者には治療再開につなげる勧奨を実施 高血圧・高血糖の未治療者に対して一次勧奨を実施 さらに、重症域の方へ電話・文書による二次勧奨を実施 <p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業所健康診断カルテ」を活用し、積極的に事業所訪問を行い、わが社の健康宣言事業所は30年度末時点で389事業所となった。 30年10月に経済三団体と「企業の健康増進に向けた相互連携に関する協定」締結式を行い、県内中小企業への健康経営の普及啓発を行った。 30年8月に兵庫県社会保険労務士会、31年2月に姫路市、31年3月に兵庫県歯科医師会と連携協定を締結した。 全職員による事業所訪問を実施し、平成30年度合計で271社を訪問した。 宣言事業所へのフォローアップとして、事後アンケートを実施し、各々の事業所の課題を確認するとともに、必要に応じ訪問支援・電話支援を行った。 宣言事業所における健康経営優良法人認定事業所の割合は35.8%（121社）

2. 戦略的保険者機能関係

平成30年度 事業計画	平成30年度 取組結果
<ul style="list-style-type: none"> 各自治体の健康増進事業（兵庫県チャレンジ企業、健康創造都市KOBE等）を協働し、兵庫県内の健康経営の意識の向上を図る。 生活習慣病予防健診委託機関と連携し、喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することで、喫煙率の低下を図る。 <p>○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫支部広報会議で、兵庫支部広報計画の検討を行い、計画に基づいた広報を実施する。 ホームページやメルマガ等、協会が持っているツールを最大限活用し、多くの加入者への情報提供を行うために、各ツールの内容を充実させる。 関係団体と連携を図り、共同広報などを通じて多方面から加入者に対し情報提供を実施する。 健康保険委員の委嘱拡大に向けて、大中規模事業所を中心に、勧奨の強化・広報誌の発行等を実施する。また、他支部の好事例を参考に新たな勧奨を実施する。 <p>■KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度(35.9%)以上とする。 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を30.0%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年5月に兵庫県と共催で、健康経営セミナー（第1回わが社の健康宣言優秀事業所表彰式同時開催）を開催した。優秀事業所表彰3社、セミナー参加者250名 神戸市と共催で「歩KING歩QUEEN決定戦」（ウォーキングイベント）を開催し、表彰式を実施した。 尼崎市と合同で事業所訪問を行い、健康経営の普及に努めた。 豊岡市と連携し、健康づくりに積極的な事業所との相談会を実施した。 健診機関による禁煙啓発チラシ配布及び医師からの禁煙アドバイスを継続して実施した。 <p>○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫支部広報会議を毎月開催し、広報計画に基づき各種広報を実施した。 ホームページアクセス総件数：73,879件（30年10月時点） メールマガジンを毎月1回配信し、健康保険制度の解説、保健師の健康情報、イベント・セミナーのお知らせを行った。 30年度メルマガ新規登録者数：1,004件 保険料率改定にかかる広報については、全事業所への直接広報に加え、自治体・関係団体へ協力いただき理解を得られるよう努めた。 更なる委嘱拡大に向けて事業所を訪問し、直接委嘱依頼を行ったほか、委員の職務や設置によるメリットを分かり易く漫画化した勧奨チラシを送付する等、積極的な勧奨に努めた（年度累計新規委嘱者数：833名）。 健康保険制度や協会の事業に関するご理解を深めていただくため、定期的な広報誌の発行による情報提供に努めたほか、委員対象の研修会を年度末に2回開催した。 <p>■KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広報活動における加入者理解率の平均：39.5% ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合：30.3%

2. 戦略的保険者機能関係

平成30年度 事業計画

○ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品軽減額通知事業を継続実施すると共に、支部独自のジェネリック医薬品軽減額通知事業を実施することで、切り替え効果が高まるか測定する。
- 兵庫県薬剤師会と連携しジェネリックセミナーを開催する。また、ジェネリックカルテや啓発物を活用し、薬剤師・加入者に情報提供を実施する。

■KPI：

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を74.8%以上とする。

○インセンティブ制度の本格導入

- 新たに平成30年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行うとともに、対象事業の初年度の支部実施結果を迅速に検証してその後の検討につなげる。

平成30年度 取組結果

○ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品軽減額通知を8月及び2月に送付した。
- また、支部独自で、患者の受診時期を予測し、受診予測月の前月に送付する通知事業（10～12月）を実施した（効果検証は次年度）。
- 薬局ごとのジェネリック医薬品使用状況を県内や二次医療圏ごとと比較できる「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を作成し、兵庫県内の保険薬局（約2,000薬局）に対して情報提供を行った。また、大病院と門前薬局には訪問のうえ、ジェネリック医薬品促進依頼を実施。
- 阪神間の保険薬局（約1,300薬局）に啓発物を送付。
- 兵庫県薬剤師会とジェネリック使用促進に関する連名文書を発行し、保険薬局へ送付した。
- 薬剤師会支部研修及びチェーン薬局エリア研修会で、協会けんぽの財政状況とジェネリック使用促進の取り組みについて講演を行った。（薬剤師会=7支部・480名、チェーン薬局=38店舗）

■KPI：

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合：78.3%（平成31年1月末時点）

○インセンティブ制度の本格導入

- 支部ホームページ、納入告知書同封チラシ、メルマガで周知を行った。
- 自治体や経済三団体、社会保険協会等関係機関の広報誌への掲載を依頼するとともに、リーフレットを送付した。
- 31年2,3月開催の健康保険委員研修会、31年2月開催の社労士会主催改正法令研修会において、説明を行った。

2. 戦略的保険者機能関係

平成30年度 事業計画

○パイロット事業を活用した取組み

- 支部内でパイロット事業コンペを実施し、職員の積極的な提案を通じて効果的な施策を検討する。
- 本部に採用された事業については着実に実施を行い、効果測定のため全国展開できる事業か検証する。

○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツールや、支部が独自に分析したデータを活用し、地域差の要因分析を行う。
- 分析結果を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、兵庫県医療審議会保健医療計画部会や地域医療構想調整会議（6圏域）等でエビデンスに基づく意見発信を行う。
- 保険者協議会を活用し、保険者の意見集約を図る等、他保険者と連携を強化する。

■ KPI :

- ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の支部参加率を**79.8%以上**とする。
- ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

平成30年度 取組結果

○パイロット事業を活用した取組み

- 支部内でパイロット事業等コンペを実施し、本部に対しパイロット事業6件提案した。その結果、31年度（令和元年度）事業としてパイロット事業1件が採用された。
- 30年度調査研究事業として、禁煙外来における禁煙効果の分析を行った。
- 国際医療福祉大学と連携し、「職域がん検診の精度管理指標の算出手法の検討」を行った。

○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- 31年1月に本部より提供された医療費構成表を検証した。
- 31年2月開催の第53回兵庫県医療審議会兼第30回保健医療部会において、発言を行った。
- 兵庫県においては、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参画は10圏域中7圏域となっており、未参画の3圏域について、保険者協議会を通じて県医務課へ参画を働きかけた。

■ KPI :

- ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の支部参加率：**70.0%**
- ② 意見発信に至らず

3. 組織体制関係

平成30年度 事業計画

○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人材配置

- 標準人員に基づく人的資源の最適配分に伴い、支部全体の配置を見直し、業務の効率化・標準化を推し進め、円滑な業務運営を実施する。

○人事評価制度の適正な運用

- 本部が実施する評価者研修への参加、さらに支部独自で評価者への説明会を行い、実態に即した効果的な評価制度の確立を目指す。

○OJTを中心とした人材育成

- 新規採用職員・経験の浅い職員等に対しては、計画的かつ継続的なOJT研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。
- 中堅層については、主体的に「考動」できる人材を目指し、本部実施研修に加え、支部独自研修や主任が主体となる組織基盤強化会議を実施する。

○支部業績評価の本格実施に向けた検討

- 支部業績評価の本格実施へ向け、他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部全体の取組の底上げを図る。

平成30年度 取組結果

○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人材配置

- 山崩し体制により業務の効率化、標準化を推し進め、支部全体の配置を見直し、円滑な業務運営に努めた。

○人事評価制度の適正な運用

- 本部が実施する管理者研修に参加し、人事制度評価の理解を深めた。さらに支部において、上席管理者から評価者へ、適宜アドバイスを行い、又被評価者に対するフィードバック面談も適宜実施し、実態に即した効果的な評価制度の運用に努めた。

○OJTを中心とした人材育成

- 新規採用職員については、将来の協会を担う人材としての基盤形成を目的とし、支部全体でOJT研修を実施した。
- 3年間かけて継続実施した外部講師による業務改善コーチング研修をスタッフに対して実施し支部全体を完了し、マネジメント強化及びガバナンス強化を図った。
- 支部を横断する形で、主任会議・スタッフ会議を発足した。主体的に「考動」できる人材を目指し、支部の抱える課題に取り組んだ。

○支部業績評価の本格実施に向けた検討

- 30年5月に、平成30年度支部業績評価指標に対する意見を本部へ提出した。
- 本部より提供された、29年度全支部業績評価結果をもとに、30年8月の幹部会において、問題点、進捗状況、課題や改善項目をグループ毎に報告し共有した。

3. 組織体制関係

平成30年度 事業計画

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛け実施し、一者応札案件の減少に努める。
- 経費削減に対する職員への意識付けを図り、主に光熱費、消耗品費の前年度比減を目標とする。

○コンプライアンスの徹底

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

○リスク管理

- 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ規程並びに情報セキュリティインシデント対処手順書に従い、迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する

平成30年度 取組結果

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 一者応札案件は4件発生。入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、改善点について以降の入札事務に反映させ、減少に努めた。
- 事務室移転においては、前テナントの設備等の再利用等経費圧縮を工夫し、経費削減に努めた。前年度比減を目標とした光熱費については、旧事務室と新事務室のビル共益費及び電気料の算出方法の変更により、58%増、消耗品については、移転時の必要品の調達等により、4%増の結果となった。

○コンプライアンスの徹底

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修やコンプライアンス委員会を通じて徹底を図り、コンプライアンス違反の防止に努めた。

○リスク管理

- 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、個人情報保護委員会を開催し、迅速かつ効率的なリスク対応ができるように管理体制の強化を図った。度重なる大型台風接近に伴う影響時においては、安否確認システムを利用し、職員の安全確認及び安全勤務確保体制を執った。